

第 63 回 福島支部評議会の概要報告

1. 開催日時

令和 2 年 1 月 17 日（金） 15 : 30 ~ 17 : 05

2. 開催場所

福島支部大会議室

3. 出席者

【評 議 員】上石評議員、伊勢評議員、大村評議員、吉川評議員、十河評議員（議長）、野地評議員、村上評議員、渡邊評議員（五十音順）

4. 議題

- (1) 令和 2 年度保険料率等について
- (2) 令和 2 年度福島支部事業計画案・予算案について
- (3) その他

5. 議事概要

【定足数について】

事務局より評議会には評議員 9 名中 8 名が出席、全国健康保険協会評議会規程第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

(1) 令和 2 年度保険料率について

評 議 員 医療費や教育費というものは、製造業のように生産性を向上させてコストを抑えるというのが難しい分野であるため、コストが高止まりしてしまう傾向にある。一方で、労働者の賃金所得は伸び悩んでいる状況にあり、保険料率の議論を進めるうえで、いかに賃金を伸ばすかということを完全に無視することはできないのではないかと考える。財

政の持続可能性という視点のみならず、いかにして保険料率を下げるかという加入者側の視点を持つことが必要であると考える。

評 議 員 賃金を伸ばすというテーマは学術的な議論になるため、扱うことはなかなか難しいと考える。

評 議 員 令和 2 年度の収支見込では 4.8 か月分の準備金が積み上がるとのことだが、保険料を負担する側からすれば、準備金はどこまで積み上げる必要があるものなのか不透明である。将来の厳しい見通しを踏まえれば、平均保険料率 10%維持はやむを得ないと理解しつつも、短時間労働者の適用拡大等により会社の負担は増加しており、事業主としては負担軽減のために保険料率を引き下げて欲しいという思いはある。保険料率の議論を進めるにあたっては、加入者の負担軽減という視点を持っていただきたい。

評 議 員 保険料負担を減らすため、ひいては健康保険制度の維持のために、ジェネリック医薬品を使用するか時間外診療を控えるといった基本的なことを協会けんぽとして加入者に対しこれまで以上に訴えていくべきと考える。

事 務 局 福島支部評議会の意見として、準備金の考え方、加入者の負担軽減という視点についても盛り込みたい。

(令和 2 年度福島支部保険料率について異議なし)

(2) 令和 2 年度福島支部事業計画案・予算案について

評 議 員 資格喪失後受診者への返納金督促等架電業務の予算計上が認められなかった理由について、費用対効果が確認できないためとの報告があったが、これは福島支部における費用対効果のみで判断したことなのか。

事 務 局 令和元年度は 8 支部で同様の事業を実施しており、本部が 8 支部の中

間報告の数値で費用対効果が低いと判断した。なお、福島支部では、アウトソースの費用以上に返納金債権の回収が確認できたところであるが、本部は、回収できた金額の全てがアウトソースの効果とは限らないとの見解を示している。

評 議 員 返納金督促等架電業務について、これまでアウトソースしていた部分は職員が対応するという認識でよろしいか。

事 務 局 ご認識のとおり。他の業務の効率化を進め、捻出した時間で対応していきたい。

評 議 員 健康保険制度、とりわけ保険証で受診するという制度は、退職したら保険証を返却してくれるという性善説で成り立っている制度だと認識しているが、返納金債権の現状の説明を受けると、発生件数、金額の多さに驚くばかりである。

事 務 局 退職時の保険証回収を徹底することで返納金債権の発生は抑制されるが、中には遡及による資格喪失が原因のものが多く含まれており、福島支部では今年度上期だけで 100 件以上発生している。遡及による資格喪失が原因の返納金債権は金額が多く、回収に苦慮するケースが多い。

評 議 員 マイナンバーカードで医療機関が受診できるようになれば、返納金債権は発生しなくなるという認識でよろしいか。

事 務 局 資格喪失の情報が更新されるまでのタイムラグが存在するため、返納金債権は一定程度発生すると思われる。

(令和 2 年度福島支部事業計画案・予算案について異議なし)

(3) その他

評 議 員 二次医療圏ごとの時間外初診の件数の違いについて、加入者の受診行動の他に、時間外に対応可能な医療機関数といった環境の要因も考え

られるのではないか。

評 議 員 子供が学校で発熱した場合、その日のうちに医療機関を受診するよう指導を受けることが多く、親が日中勤務している場合はどうしても時間外受診にならざるを得ない。そのことが、被扶養者層（0～10歳代）の時間外初診の件数が多い理由の要因の一つとして考えられる。

評 議 員 福島県内の18歳未満の子供は医療費が無料であることも、時間外初診が多い理由の一つであると思われる。